

# 山陰合同銀行からの重要なお知らせ

いつも山陰合同銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 1 月 11 日より、キャッシュバンクネオ（カード型）のご契約極度額を当行からの通知により変更する取扱に改定いたします。

つきましては、キャッシュバンクネオ（カード型）の契約規定が平成 29 年 1 月 11 日以降、以下のとおりとなりますのでご承知おきください。

記

## 1. キャッシュバンクネオ契約規定変更内容

	現行	変更後
第2条 (貸越極度額)	1 この取引により銀行から貸越を受けることができる限度額は、当座貸越要項に記載の貸越極度額とします。なお、この貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本契約規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに貸越極度額を超える金額を返済するものとします。	この取引により銀行から貸越を受けることができる限度額は、当座貸越要項に記載の貸越極度額とします。なお、この貸越極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本契約規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに貸越極度額を超える金額を返済するものとします。
	2 同日に数件の貸越の請求がある場合に、その総額が前項の貸越極度額を超えるときは、そのいずれを貸越するかは銀行の任意とします。	同日に数件の貸越の請求がある場合に、その総額が前項の貸越極度額を超えるときは、そのいずれを貸越するかは銀行の任意とします。
3	新設	<u>借主の信用状況に関する銀行の審査により、相当と認められた場合、銀行は貸越極度額を増額することができるものとします。</u>
4	新設	<u>前項の場合、貸越極度額を増額に関しては、銀行は借主へ変更後の貸越極度額および変更日を書面により通知するものとします。</u>

第3条 (利用限度額)	1 借主は、第2条の貸越極度額を上限とした利用限度額の範囲内で貸越が受けられるものとします。	借主は、第2条の貸越極度額を上限とした利用限度額の範囲内で貸越が受けられるものとします。
	2 借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含みます)することができるものとします。 (1)本契約規定に違反したとき、または債務不履行があったとき (2)借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき	借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含みます)することができるものとします。 (1)本契約規定に違反したとき、または債務不履行があったとき (2)借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき
	3 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。	借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
	4 この取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。	この取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。 <u>この場合、第2条第4項の通知と同時にを行うことができるものとします。</u>

## 2. 改定日

平成 29 年 1 月 11 日

以上



山陰合同銀行